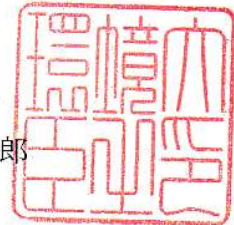


## 行政文書不開示決定通知書

嶋津 暉之 様

環境大臣  
小泉進次郎



令和3年7月8日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 不開示決定した行政文書の名称  
・国土交通省からの照会文書「川辺川ダム建設事業の環境影響評価法に基づく環境影響評価の取扱いについて」（2021年3月29日）（別紙1）に対して環境省が別紙2の回答を出す際に作成した起案文書とその起案の根拠を示す資料のすべて
- 2 不開示とした理由  
・当該起案文書とその起案の根拠を示す資料のすべてについては、本件照会に係る回答文書が環境影響評価法の新たな解釈を示す内容ではないことから作成しておらず、不存在のため、不開示。

\*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### \*担当課等

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
大臣官房環境影響評価課  
TEL：03-3581-3351 内線7232